

上下水道料金のお支払いは口座振替が便利です

▷問い合わせ先＝水道事業所(☎内線174・175)／簡易水道事業所(☎内線207)

口座振替は、ご指定の預金口座から、上下水道料金を自動的に引き落としするサービスです。

毎月、金融機関や市役所の窓口で支払う手間が省けますので、ぜひご利用ください。

■申し込みは口座のある金融機関へ

預金口座がある下記の金融機関に備え付けている「口座振替依頼書(申込書)」に必要事項を記入の上、金融機関の窓口へ提出してください。

▷利用可能な金融機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、気仙沼信用金庫、東北労働金庫、ゆうちょ銀行、大船渡市農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会
※市外店舗を含む本店・支店の口座から引き落としできます。

▷申し込みに必要なもの

水道料金納入通知書(または使用水量のお知らせ)、預貯金通帳、通帳届出印

▷口座振替日

毎月26日(残高不足の場合は、翌月16日)

※土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日

※申し込みから口座振替が始まるまで、日数を要する場合があります。その間は、これまでどおりのお支払い方法となります。

■その他のお支払い方法

金融機関、コンビニエンスストア、本庁水道事業所・簡易水道事業所で支払いできます。

また、簡易水道料金は三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所でも支払いできます。

※クレジットカードでの支払いはできません。

転出や転居をするときは“水道の届け出”を忘れずに

▷問い合わせ先＝水道事業所(☎内線174・175/☎7844)／簡易水道事業所(☎内線207/☎7844)

転居などにより、現在住んでいる場所での水道使用を中止する場合、また、転居先で新たに水道を使い始める場合には「届け出」が必要です。

「使用中止」「開始」の届け出を行わないと、「使っていないのに料金が請求された」「住み始めたのに水が出ない」ということとなりますので、遅くとも、転居の3日前までに届け出用紙を提出してください。

■届け出の方法

届け出用紙に必要事項を記入の上、ファクスで

送信するか、市役所本庁水道事業所、簡易水道事業所に提出してください(押印不要)。

届け出用紙は、水道事業所・簡易水道事業所に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ofunato.iwate.jp/>

※三陸町、赤崎町合足地区の簡易水道区域で水道を利用している人は、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所でも受け付けています。

「消費税増税分の給付」の申請はお済みですか? ～住まいの復興給付金申請相談会を開催します～

▷問い合わせ先＝住まいの復興給付金事務局(☎0120-250-460)

4月20日(土)、大船渡市役所本庁を会場に、「住まいの復興給付金」申請相談会を開催します。

■「住まいの復興給付金」とは

東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%への引き上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜き100万円以上)した場合に、消費税増税分(3%)相当の給付が受けられる制度です。

(11) 広報大船渡お知らせ版 31.3.20(No.1147)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

申請対象となるか、申請書の書き方、申請に必要な書類、作成した申請書の事前確認などの相談や質問に、相談員が直接お答えします。

■相談会開催日程※受け付けは午後3時30分まで

期日	時間	内容	会場
4月20日(土)	10:00~12:00	個別相談	大船渡市役所本庁 地階大会議室
	13:00~16:00		

市税と保険料の便利な納付方法をお知らせします

▷問い合わせ先＝税務課収納係(☎内線157・158・161)

市税などの納付には、次のような納付方法があります。ご都合の良い納付方法を選択し、納期内納付にご協力をお願いします。

■簡単・確実・便利! 口座振替がおすすめです

口座振替は、一度の申し込みで指定した口座から納期ごとに自動的に振替されるため、納め忘れを防止できます。また、納付のたびに市役所や金融機関などへ出向かずに納付できるので、とても便利な納付方法です。

■申し込みは口座のある金融機関へ

▷口座振替ができる金融機関

大船渡市内に本店・支店のある金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)

▷必要書類

納税通知書または保険料額決定通知書、預貯金通帳、通帳届出印

▷申込方法

金融機関の窓口または市役所税務課に備え付けの口座振替依頼書に所定の事項を記入・押印し、口座のある金融機関へ提出してください。

※口座振替は申し込み日の翌月から開始します。

※残高不足などで口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知(納付書)を送付しますので、金融機関や市役所、コンビニ(市税のみ)などで納付してください。

■コンビニ・クレジットカードなら全国どこでも24時間納付できます

市税には、市内外のコンビニエンスストアや、インターネットを利用したクレジットカードでの納付ができるものがあります。時間や曜日を気にせず納付できるので便利です。

■納付方法

▷コンビニ納付

バーコードが印字された納付書に現金を添えて、コンビニ店舗で納付してください。納付可能なコンビニは、納付書の裏面をご確認ください。

▷クレジットカード納付

パソコンやスマートフォンから大船渡市のホームページにアクセスし、納付書に記載されている納付番号やクレジットカード情報などを入力して決済手続きを行ってください。

※「VISA」または「Master Card」の国際ブランドマークがあるクレジットカードに限ります。
※クレジットカード納付の場合、納付金額に応じて利用者負担のシステム利用料が発生します。また、大船渡市から領収証書は発行しませんので、領収証書が必要な場合は他の納付方法をご利用ください。

■注意事項

- ・利用できる金額に上限があり、納付書1枚当たりの納付額がコンビニは30万円を超えるもの、クレジットは100万円以上のものは利用できません。
- ・コンビニ、クレジットいずれも、納付書に記載された「コンビニ利用期限」を過ぎると利用できません。なお、コンビニ利用期限は納期限ではありませんのでご注意ください。

■その他窓口での納付

▷金融機関窓口での納付

市内に本店・支店のある金融機関または東北6県のゆうちょ銀行(郵便局)窓口で納付ができます。

▷市役所窓口での納付

本庁税務課(6番窓口)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所窓口で納付できます。
開庁時間は平日午前8時30分~午後5時15分となっておりますが、本庁は月・金曜日のみ午後6時30分まで開庁しています。

市税等納付方法一覧

税目(科目)	口座振替	コンビニ・クレジット	金融機関・市役所窓口
市・県民税(普通徴収)	○	○	○
固定資産税	○	○	○
軽自動車税	○	○	○
国民健康保険税	○	○	○
介護保険料	○	×	○※
後期高齢者医療保険料	○	×	○※

※ゆうちょ銀行(郵便局)を除く